学生大使サラトガ市（アメリカ カリフォルニア州）へ

友好親善に交換学生5名を派遣

本市の姉妹都市・アメリカ合衆国カリフォルニア州のサラトガ市に派遣する交換学生が5名、7月21日、出発のあいさつのため市役所を訪れました。

清水助役・嶋田名誉会長の激励を受ける交換学生

交換学生5名の訪問を受けた清水助役は、「日本とは気候・風土も違うので、健康に気をつけて、国際親善に努めてきてほしい。ハキハキとした態度で行動してください」と述べました。

また、嶋田啓一郎向日市サラトガ市友好の会名誉会長も「交換学生は、単なるホームステイが目的ではない。学生大使として、友好親喜と平和のために努力してほしい」と激励しました。

これに対し、交換学生のリーダー、山本須美さんは「国際親善と平和のために努力してきます」と力強く答えました。

さらに、交換学生には、民秋市長から、クレベンジャー市長への親書が託されました。

交換学生は、21日夕、成田発ノースウエスト便で渡米後、サラトガ市でホームステイをし、8月3日にサラトガ市の交換学生と共に帰国します。

リーダー以外のみなさんは、次のとおりです。

▼牧野博史君▼芦田卓也君▼松本薫さん▼元部弥君

OBに聞く 交換学生第一期生

交換学生の思い出を語る柴田さん

昭和60年度から始まった向日市・サラトガ市交換学生の第一期生であった柴田泉さん（物集女町中海道）は、今年の6月までサラトガ市ウエストバレーカレッジで2年間、勉強をされてきました。

さらに、9月からは、サンフランシスコステイツユニバシティに入って勉強を続ける予定とのことです。

現在、夏の休暇を利用して一時帰国されている柴田さんは、「交換学生としてアメリカに行く前は、不安でいっぱいでした。しかし、この時の経験が、私の進路を決定しました」と話しています。

全国消費実態調査

平成元年9月・10月・11月

国民生活の実態を家計の面から総合的に把握することを目的として、9月、10月及び11月の3か月間にわたり、全国消費実態調査が実施されます。

この調査は、昭和34年以来5年ごとに実施されているもので、今回で7回目になります。

家計は、大きく分けると消費、所得、資産から成り立っていますが、これらは互いに関連をもっています。

この消費、所得、資産をバランスよく、正しく把握するために、この調査では、「家計簿」「年収・貯蓄・耐久財等調査票」「世帯票」「こづかい帳」の4種類の調査票を用います。

このうち、日々の収入と支出を記帳していただく「家計簿」が、この調査の中心になります。

家計の内容は、世帯の収入や資産の大きさ、職業、世帯人員の構成、地域の違いによって異っています。そこで、この調査では、家計の実態を世帯の属性別、地域別に明らかにすることとしています。

調査世帯は、全国のすべての世帯の中から、標本理論に基づいて抽出された2人以上の普通世帯と単身者の世帯です。

調査の方法は、調査員が調査世帯を訪問して、普通世帯が3か月間、単身者世帯が2か月間、それぞれ家計簿の記入などをお願いすることとなっています。

調査の結果は、国や地方公共団体の社会、経済施策や福祉行政などの基礎資料として広く利用されます。

なお、調査内容は、統計を作るためだけに使用され、調査関係者が他に漏らすことは、法律によって固く禁じられており秘密は保護されますので安心してありのままを記入してくださるようお願いします。

▼**調査地域**　寺戸町‖乾垣内、里垣内、北前田の一部　上植野町‖後藤、泰田、樋爪、池の尻、大門の一部

▼**お問い合わせ**　企画課内線277

児童扶養手当 特別児童扶養手当

――8月21日(月)までに――を受給されている方へ

毎年8月には、児童扶養手当の受給者は現況届を、特別児童扶養手当の受給者は所得状況届を提出していただくことになっています。

この届は、今年の8月から来年7月までの1年間、それぞれの手当が引き続き受給できるかどうかを決めるものです。ただし、今年の1月2日以降に他の市町村から転入された方は、その市町村長の所得証明（63年分）が必要ですので、早めに請求してご持参ください。なお、児童扶養手当については、受給資格認定後の資格要件の変更についても報告していただきます。

▼**提出期限**　8月21日(月)

▼**提出先・お問い合わせ**　児童家庭課　内線344

児童扶養手当とは

父母の離婚等により、父と生活をともにできない児童、又は父が身体などに障害のある児童の母、あるいは、母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

対象となる児童は、18歳未満の児童（障害児の場合20歳未満）で

○父母の離婚後、父と生計を同じくしていない児童

○父が死亡した児童

○父が重度障害者の児童

○父から1年以上遺棄されている児童等

特別児童扶養手当とは

身体や精神に障害のある児童を、家庭で育てているお父や母、あるいは、父母にかわってその児童を育てている方に支給される手当です。

重度、中度程度の障害のある20歳未満の児童が対象となりますが、その児童が児童福祉施設等に収容されたり、障害を理由とする公的年金を受けることができる場合には、手当は受けられません。

また、手当を受けようとする人及び、その人の扶養義務者が、一定の所得限度額を超える場合には、手当は支給されません。

練習に励む代表選手

国民年金には 保険料の免除制度があります

自分で保険料を納める第1号被保険者のうち、失業や少収入などで保険料納付に努力してもなおこれが困難な人には、保険料が免除される制度が設けられています。

法で定められている要件に該当すれば、保険料が免除される「法定免除」と所得が低いこと等の理由で申請すれば保険料が免除される「申請免除」があります。

保険料の免除を受けた人が、その後、経済的余裕ができ、保険料を納めることができるようになったときは、将来有利な年金を受けることができるように、免除されていた期間の保険料の全部又は一部をあとから納めることができます。これを「追納」といって、10年前の分までさかのぼって納めることができます。

保険料の免除申請を希望される方は、印鑑と手帳を持って保険年金課年金係（内線218）までお越しください。

交通安全 子ども自転車 全国大会へ

8月9日（水）、10日（木）に東京で開催される第24回「交通安全子ども自転車全国大会」の京都府代表として、市立第5向陽小学校（田中悦男校長）が選ばれました。

選手として出場する6生生の4名は、夏休みも返上して、連日、猛練習を続けています。

選手のみなさんは、次のとおりです。▼安藤元宏君▼上田賢君▼水谷純子さん▼水谷彩子さん

老人福祉センター 8月の行事予定

▼**休館日**　6日（日）、14日（月）、20日（日）、28日（月）

▼**血圧測定**　3日（木）17日（木）午後1時30分～3時30分

▼**健康相談**　11日（金）25日（金）午後2時～3時30分

▼**清掃日**　3日（木）午前10時30分～11時30分

▼**昼食会**　24日（木）午前11時30分～午後12時45分

▼**教養講座**　31日（木）午後1時～2時45分

▼**映画**　8日（火）午後1時～2時45分

お盆はクリーンに

お供物は8月16日(水)に指定の場所へ

■お問い合わせ　生活環境課　内線227

8月16日に行われる「精霊送り」のお供物は、川へ流さないで決められた場所に出してください。

市では、児童公園、都市公園や各公民館などにお供物を納める容器を準備します。

容器の設置は、8月11日（金）～14日（月）に行い、お供物は、17日（木）午前6時30分から回収します。

お供物は、必ず8月16日（水）中に指定の場所に出してください。

※この場所に、お供物以外の生ごみは絶対に出さないでください。

市民プール

準備体操を忘れずに!!

■8月1日(火)～31日(木)の利用時間

平　日　午後3時～午後6時

土・日曜日　午前10時～午後6時

■お問い合わせ　(財)向日市体育協会　☎922－2211

■児童福祉手当8月期分（4月～7月）は、8月10日(木)に口座振込みします。児童家庭課（内線344）■